

平成25年3月1日

排出業者の皆様へ

倉敷企業 合資会社

謹啓 貴社益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は、格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、産業廃棄物を排出する排出事業者は、処理を他人に委託する際、処理を行う処理業者と事前に産業廃棄物の処理委託に関する契約を締結する必要があります。
委託契約書の締結は排出事業者の義務ですが、廃棄物の処理を受託する処理業者も委託契約書について十分に確認することが必要です。

一、産業廃棄物委託契約書は（処分・運搬）各工事毎の契約が義務化されており
委託契約を結ばずに処理を行った場合、委託基準違反となり、
3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金または、この併科となります。

そして、産業廃棄物処理の依頼時に管理票（マニフェスト）の発行が義務化されています。
産業廃棄物処理の場合は、ダンプトラック毎に管理票（マニフェスト）をお持ちください。

一、排出業者さんは、数量（重量及び容量）など必要事項はすべて記入してトラック
1台毎に運転手さんに手渡すことが義務化されています。
管理票交付義務違反、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金